

第2章 ドイツ

1. 政府生成AI関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要

(1). 生成AI規制に係る当局の概要

ドイツでは、消費者保護政策全般を統括する 連邦環境・自然保護・原子炉安全・消費者保護省 (Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz, nukleare Sicherheit und Verbraucherschutz : BMUV) ³⁸ が、生成 AI を含むデジタル分野の消費者保護政策を担っている。同省は消費者の日常生活における安全・権利の保護を目的とし、食品からデジタルサービスまで幅広い領域で政策立案・法執行を行っている。

特に近年は AI 技術、特に生成 AI の普及が消費者に新たな利益とリスクをもたらすため、その規制枠組みの整備が重要課題となっている。EU レベルでは 2024 年に世界初の包括的な AI 規制法 (AI Act) ³⁹ が制定・発効しており、加盟国に対し国内での監督当局の設置が義務づけられた⁴⁰。ドイツでもこれを受け、生成 AI を含む AI システム全般の規制・監督を担う中央当局の設立準備が進められている。現時点 (2025 年初頭) では有力候補として 連邦ネットワーク庁 (Bundesnetzagentur : BNetzA) ⁴¹ が挙げられている⁴²。連邦ネットワーク庁は元来、電気・ガス・通信・郵便・鉄道などのネットワーク産業の規制のため 1998 年に設立された独立機関であり、デジタル分野の規制経験も豊富にある。2024 年には欧州デジタルサービス法 (The Digital Services Act : DSA) ⁴³ の国内調整官 (Digital Services Coordinator : DSC) ⁴⁴ に指定され、オンライン・プラットフォームの違法コンテンツ対策監督を開始した。

(2). 当局の位置づけ

想定される AI 規制担当当局である連邦ネットワーク庁は、連邦政府の中で中央集権的な独立規制機関として位置づけられる。連邦ネットワーク庁は連邦経済・気候保護省(BMWK)及び連邦デジタル・運輸省(BMDV)の所管下にある機関だが、個別の規制執行にあたっては独立性が法的に保証される⁴⁵。つまり、政治的指示から独立して専門的判断を行う権限を持ち、公平・中立な立場で AI システムの監督にあたることになる。

連邦ネットワーク庁は本部をボンに置き、各分野ごとに局・部門が編成されている。長官 (総裁)

³⁸ <https://www.bmuv.de/>

³⁹ 脚注 21 を参照

⁴⁰ 条文 : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32024R1689> (第 70 条第 1 項に当局の設置が必要な旨が記載されている)

⁴¹ https://www.bundesnetzagentur.de/EN/Home/home_node.html

⁴² <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2024/kw20-pa-digitales-ki-1001728>

⁴³ https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act_en

⁴⁴ https://www.dsc.bund.de/DSC/DE/_Home/start.html

⁴⁵ 『Deutscher Bundestag Drucksache 20/1294820. Wahlperiode 12.09.2024』 : <https://dserver.bundestag.de/btd/20/129/2012948.pdf>

をトップとしており、2025 年 3 月現在はクラウド・ミュラー氏がその職に就いている。ミュラー氏は元々ドイツ消費者センター連盟（vzbv）の代表を務めていた経歴があり、消費者保護の視点を持つ人物がトップとなっている。連邦ネットワーク庁内部には、従来から通信やエネルギーなど分野別に「決定委員会（Beschlusskammer）」と呼ばれる合議制の意思決定機関が設けられており、専門官たちが法律に基づく準司法的な判断を下している。AI 監督についても、専門部署や必要に応じて新たな決定委員会を設けて対応すると考えられる。

（３）. 関連省庁・機関の概要

① 連邦法務省（Bundesministerium der Justiz : BMJ⁴⁶）

連邦法務省は、従来から消費者契約法、不当競争防止法（UWG）などの法制度を通じ、消費者の権利保護を担ってきた。生成 AI においては、例えば AI による不当な判断や差別が発生した場合の法的救済手段の整備、及び企業に対する責任追及のための法制度の強化を推進する。加えて、EU 規則の国内実施に際しては、他省庁と連携しながら AI の法的課題に取り組む役割を有する。

② 連邦経済・気候保護省（BMWK）

連邦経済・気候保護省は、デジタル経済政策及び技術イノベーションの振興を担っている。生成 AI に関しては、イノベーション促進と消費者保護の両立を図るため、企業の技術開発支援と市場監督のバランス調整を行う。特に、競争政策の観点から、アルゴリズムの不公正な利用が市場に及ぼす影響を監視し、連邦独占禁止庁（Bundeskartellamt）を通じた市場調査や必要な是正措置を講じる役割を有する。

③ 連邦デジタル・運輸省（Bundesministerium für Digitales und Verkehr : BMDV⁴⁷）

連邦デジタル・運輸省は、デジタルインフラの整備及びデジタル政策の総括を担っており、AI の社会実装に関しても重要な役割を果たす。生成 AI を含むデジタルサービスの利用にあたって、通信分野における既存の規制経験を活かし、連邦ネットワーク庁の DSA 実施や、国内外での技術標準の調整を進めることで、消費者の利益保護に寄与している。

④ 連邦財務省（Bundesministerium der Finanzen : BMF）⁴⁸及び連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht : BaFin）⁴⁹

連邦財務省は、金融サービス分野における消費者保護を含む経済政策を担当しており、連邦金融監督庁は金融機関の監督を通じ、AI 技術を用いた融資審査やリスク管理の適正運用を監視する。生成 AI が金融分野で利用される際には、差別や不公正な取扱が生じないよう、透明性の確保と説明責任の徹底が求められる。これにより、金融消費者の保護を強化する施策が展開されている。

⁴⁶ https://www.bmj.de/DE/Startseite/Startseite_node.html

⁴⁷ <https://bmdv.bund.de/DE/Home/home.html>

⁴⁸ <https://www.bundesfinanzministerium.de/Web/DE/Home/home.html>

⁴⁹ <https://www.bundesfinanzministerium.de/Web/DE/Home/home.html>

⑤ 消費者問題専門家委員会（Sachverständigenrat für Verbraucherfragen : SVRV⁵⁰）

SVRV は、2014 年に設置された学識経験者及び実務家から成る諮問機関である。消費者政策の科学的根拠を強化するため、幅広い分野からの知見を集約し、政府に対して独立した助言を行うことを目的としている。特に、エネルギー、持続可能性、及びデジタル分野においては、生成 AI による消費者操作や不公正な情報提供といった課題に対して、エビデンスに基づく提言を行っている。

⑥ デジタルサービス調整官諮問委員会（Der Beirat des Digital Services Coordinators⁵¹）

連邦ネットワーク庁内に設置された本委員会は、デジタルサービス法（DSA）⁵²の執行状況の監視と助言を目的としており、生成 AI 規制そのものの諮問機関ではないが、今後のガバナンスモデルとしても参考にされる。委員会は学术界、産業界、市民社会から選出された専門家によって構成され、透明性と説明責任の確保を図るとともに、主管当局に対して具体的な改善提言を行っている。

⑦ 民間消費者団体連合体（Verbraucherzentrale Bundesverband : vzbv⁵³）

厳密には政府機関ではないが、民間消費者団体連合体は全国の消費者センターや民間団体を統括する連合体として、政府と密接に連携している。生成 AI の導入に伴う消費者リスクの低減及び救済措置の充実を求める提言⁵⁴を行い、また市場監視の一翼を担う。政府はこれらの民間機関からの意見を積極的に取り入れることで、政策決定の透明性と市民参加を実現している。

⁵⁰ <https://www.svr-verbraucherfragen.de/>

⁵¹ https://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2024/20240918_DSC.html

⁵² 脚注 43 を参照

⁵³ <https://www.vzbv.de/>

⁵⁴ <https://www.vzbv.de/publikationen/ki-regulierung-nationale-aufsicht-muss-verbraucherfreundlich-sein>

2. 消費者保護に関する生成 AI に関連する法規及びその所管状況や基本計画等

(1). 関連法令

① 消費者権利保護法 (Verbraucherrecht durchsetzungsgesetz : VDuG) ⁵⁵

消費者権利保護法は、2023 年 10 月に成立した新法であり、欧州の集団的消費者被害救済指令を国内で実施するためのものである。ドイツ連邦司法省が専管し、本法により一定の資格を有する消費者保護団体が代表訴訟を提起できる仕組みが整備された。生成 AI との関連については、直接的に生成 AI を規制する内容ではないものの、生成 AI の不正利用によって多数の消費者に被害が発生した場合、本法に基づく集団訴訟により迅速な救済措置が講じられる制度である。これにより、個別の小額被害であっても、全体として消費者保護が強化される仕組みが確立された。

② 民法典におけるデジタル商品契約規定の改正 (Bürgerliches Gesetzbuch : BGB) ⁵⁶

ドイツ民法典は、2022 年 1 月付でデジタル商品及びデジタルサービスの提供に関する特則が追加され、生成 AI を用いたサービスの提供においても、事業者が契約上定められた性能や安全性を維持する義務が明文化された (BGB 第 327f 条⁵⁷)。これにより、生成 AI サービスが提供する内容が契約どおりでない場合、消費者は契約解除や代金減額などの救済を求めることができるようになった。無償サービスであっても、個人データの提供を対価として利用している場合には、同法上の消費者保護規定が適用される (BGB 第 327 条 3 項⁵⁸)。こうした法改正は、生成 AI の普及とともにデジタル市場における消費者の権利保護を強化するために不可欠な措置である。

③ 不正競争防止法 (Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb : UWG) ⁵⁹

不正競争防止法は、2004 年制定された法令だが、2022 年 5 月に改正され、デジタル社会に即して消費者保護規定が強化された。ドイツ国内では連邦司法省 (Bundesamt für Justiz : BfJ) ⁶⁰が専管するが、経済・気候保護省 (Bundesministerium für Wirtschaft und Klimaschutz : BMWK) ⁶¹とも連携して運用される。不正競争防止法は、虚偽表示、不当な広告など、消費者の判断を誤らせる行為を禁止するものであり、生成 AI に関連して特に重要と思われるポイントは、不正レビューの生成についてである。事業者が消費者レビューを表示する場合には、そのレビューが実際の購入者によるものか確認する方法を開示する義務が追加された (第 5b 条 3 項⁶²)。附則に新たな項目が追加され、事業

⁵⁵ 条文 : <https://www.gesetze-im-internet.de/vdug/BJNR1100B0023.html>

⁵⁶ 条文 : <https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/>

⁵⁷ 条文 : https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_327f.html

⁵⁸ 条文 : https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_327.html

⁵⁹ 条文 : https://www.gesetze-im-internet.de/uwg_2004/BJNR141400004.html

⁶⁰ https://www.bundesjustizamt.de/DE/Home/Home_node.html

⁶¹ <https://www.bmwk.de/Navigation/DE/Home/home.html>

⁶² 脚注 59 を参照

者が適切な検証措置を取らずに商品レビューを真実であるかのように主張する行為や、消費者による評価を捏造・改竄したり、第三者に依頼して虚偽の推奨を生成させたりする行為が明示的に禁止された（附則第 23b, 23c 項⁶³）。

（２）．基本計画の概要

ドイツ政府は、EU 全体で進む包括的な AI 規制枠組みである AI 規制法（AI Act）⁶⁴との整合を重視し、国内法制への反映を進めている。2024 年 3 月に欧州議会で可決・5 月に EU 理事会で承認された AI 規制法は、世界初の包括的な AI 法であり、イノベーション促進と信頼確保の両立を目指しつつ、消費者を含む市民の基本権や安全の保護を図るものとなっている。

この EU 規則により、高リスク AI システムには利用者の「説明を受ける権利」が導入され、AI による意思決定について消費者が説明を求めることが可能となる。さらに権利侵害を感じた場合には AI 監督当局への苦情申出権も認められ、消費者救済の仕組みが整備される。

また、透明性義務⁶⁵も強化されている。例えば、オンライン上の商品レビューにおいて、生成 AI による偽装レビューなどで消費者が誤認しないように、AI が生成した評価である場合は明示する義務が今後課されることとなる。

さらに、生成 AI（汎用 AI）提供者には違法コンテンツを生成しないよう措置を講じる義務や、学習データに他者の著作物を用いた場合の情報の開示義務も課されるようになった。これによりディープフェイクなど AI 悪用への対処が容易になり、消費者が虚偽・不法な生成コンテンツの被害を受けにくくする狙いがある。

ドイツ政府はこの EU 規則を国内で確実に実施すべく、国内法整備と監督体制の構築を進めている。AI 規制法は 2024 年 8 月に発効し、各国は 2 年以内に適用開始となる見込み⁶⁶で、ドイツでも 2025 年 8 月までに国内監督当局を指定する必要がある⁶⁷。連邦政府は監督の在り方について「できるだけ官僚の負担が少なく、利用者に優しい体制⁶⁸」を目指すとし、既存の監督機関・市場監視機構を活用したスリムな全国 AI 監督当局を設ける方針である。

デジタル担当相ヴォルカー・ヴィッシング氏も「既存の実績ある監督構造を強化する⁶⁹」と述べており、例えば情報セキュリティを所管する連邦情報セキュリティ庁（Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik：BSI）⁷⁰や各分野の監督官庁の連携により AI 規制法の履行を監督していく戦略が示唆されている。

また、ドイツ政府の AI 戦略（国家 AI 戦略）やデジタル政策においても、差別や操作などからの消費者保護が重要な柱とされている。実際、連邦政府の AI 戦略では「AI 利用に際して差別・操作その

⁶³ 脚注 59 を参照

⁶⁴ 脚注 21 を参照

⁶⁵ AI Act における Transparency Risk より

⁶⁶ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>

⁶⁷ <https://bmdv.bund.de/SharedDocs/DE/Artikel/K/erstes-ki-gesetz.html>

⁶⁸ 脚注 67 を参照

⁶⁹ 脚注 67 を参照

⁷⁰ https://www.bsi.bund.de/DE/Home/home_node.html

他の乱用から効果的に保護すること」が明記されており、人間中心・信頼性確保の原則（「AI made in Europe」の理念）の下で規制を整備する方針である⁷¹。

このように、ドイツではEU規則の実施を軸に、国内でも消費者保護の観点を盛り込んだAI規制強化策が計画されている。例えば消費者向けガイドラインや自主規制の枠組みについては、現時点で国内独自のガイドラインは策定されていないが、EUレベルで進む自主的行動規範にも歩調を合わせている。

さらに、一部の州レベルでは既に消費者保護当局による生成AI利用ガイドラインの検討も始まっており、例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州は「生成AIソフトウェアは違法コンテンツを生成しない設計にすべき」といった原則を示している⁷²。

総じて、ドイツの戦略はEUのAI規制法と足並みを揃えつつ、国内法制度や業界の自主的取組を通じて消費者保護を強化する統合的政策立案が進められている状況である。

⁷¹ Die Bundesregierung 『Strategie Künstliche Intelligenz der Bundesregierung』, 38P : <https://www.bundesregierung.de/resource/blob/997532/1550276/3f7d3c41c6e05695741273e78b8039f2/2018-11-15-ki-strategie-data.pdf>

⁷² <https://mlr.baden-wuerttemberg.de/de/unser-service/presse-und-oeffentlichkeitsarbeit/pressemitteilungen/pressemitteilung/pid/am-15-maerz-ist-weltverbrauchertag-kuenstliche-intelligenz-ki-steht-2024-im-mittelpunkt>

3. 消費者保護に関する生成AI関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況等と、それらを把握するための仕組み

(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況

ドイツにおける生成 AI の普及とその影響は、消費者保護政策の立案における重要な基盤となっている。近年、生成 AI 技術はチャットボット、画像生成ツール、音声ディープフェイクなどの分野で急速に発展し、一般消費者の日常生活に大きな影響を及ぼしている。政府は、こうした技術の急速な普及に伴い、生成 AI がもたらすリスクとその対策について、正確なデータに基づいて検証を行っているのである。

① 世論調査や統計データ

まず、世論調査や統計データにより、生成 AI の利用状況や消費者の不安が明らかになっている。例えば、2023 年及び 2024 年に実施された複数の調査によれば、ドイツ国内の消費者の約 52%が AI を利用した経験があり、同時に約 44%が生成 AI による不正表示や操作、フェイクニュースの拡散に対して強い不安を感じている⁷³。さらに、オンライン上の取引や口コミ、SNS における生成 AI の活用が、消費者の購買判断に誤認を与える事例が複数報告されている⁷⁴。

② 生成AIによる消費者被害

また、消費者保護団体や各省庁が収集したデータによれば、生成 AI の悪用による被害事例として、音声ディープフェイクによる詐欺や、AI 生成レビューによる誤った製品評価が多発している⁷⁵。これらの被害事例は、既存の不正競争防止法（UWG）や消費者権利保護法（VDuG）に基づく行政指導や制裁措置の対象となっている。さらに、AI 技術の悪用によるサイバーセキュリティリスクについても警告されており、生成 AI が個人情報やプライバシー侵害に関与する事例も増加している⁷⁶。

こうした状況は、生成 AI の普及がもたらす恩恵だけでなく、消費者が被る潜在的リスクを明確に示すものであり、政府が消費者保護のための規制を強化する根拠となっている。統計データや被害事例の蓄積は、政策決定の際に定量的根拠として用いられ、各省庁はこれらのデータに基づいて必要な法改正や監督体制の強化を検討している。

(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み

ドイツ当局は、生成 AI と消費者保護に関する実態及び社会的状況を正確に把握するため、複数の仕組みを整備している。これらは、専門家委員会、地方機関との連携、さらに公衆との対話や国際協

⁷³ Verbraucherzentrale Bundesverbands『VERBRAUCHERREPORT 2024』、4P : https://www.vzbv.de/sites/default/files/2024-06/240606_vzbv_Verbraucherreport_2024_RZ_WEB_bf.pdf

⁷⁴ <https://mlr.baden-wuerttemberg.de/de/unser-service/presse-und-oeffentlichkeitsarbeit/pressemitteilungen/pressemitteilung/pid/am-15-maerz-ist-weltverbrauchertag-kuenstliche-intelligenz-ki-steht-2024-im-mittelpunkt>

⁷⁵ 同上

⁷⁶ https://www.bsi.bund.de/EN/Themen/Unternehmen-und-Organisationen/Informationen-und-Empfehlungen/Kuenstliche-Intelligenz/Deepfakes/deepfakes_node.html

調による情報共有など、多角的なアプローチに基づいて運用されている。

① 各州の消費者保護センターにおける実態把握

ドイツ各州に設置されている消費者保護センター（Verbraucherzentrale）は、現場レベルで消費者からの相談や苦情を受け付け、詳細な報告書⁷⁷を作成している。各センターは、地域ごとの被害状況や不正行為の実態を把握し、その情報を中央政府へ送信する仕組みを有している⁷⁸。これにより、地域ごとの実態を迅速に反映した上で、全国的な消費者保護政策の基礎データとして活用される。

② ステークホルダーとの対話・意見収集

さらに、専門家との対話を重視しており、公開協議会を通じて、消費者や専門家、有識者の意見を直接収集する仕組みを導入している。例えば、連邦議会におけるデジタル委員会では、2023 年 5 月に生成 AI の規制をテーマに有識者公聴会が実施され、専門家から「生成 AI によるテキストには明確な表示が必要」「規制の遅れは許されない」といった意見が相次いだ。また、州レベルでも毎年「消費者の日（Verbrauchertag）」などのイベントで AI と消費者保護を議題に掲げており、2024 年の世界消費者権利デーには各地で「生成 AI と消費者」をテーマとしたシンポジウムや啓発活動が行われている。例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州の消費者保護大臣は世界消費者権利デーに際し「誰もがデジタル時代の AI 技術に振り回されないよう、あらゆる世代へのデジタル消費者教育を強化する」と強調している⁷⁹。これは世論の不安に応える施策の一環で、連邦レベルでも消費者への情報提供やリテラシー向上策が検討されている。

以上の仕組みにより、ドイツ当局は生成 AI と消費者保護に関する実態を多角的に把握し、これに基づいた規制・政策の立案及び改定を実施している。各種データの収集・分析、現場の実情報告、専門家との意見交換、国際的な情報共有などの取組は、政策決定の客観性と実効性を高める重要な基盤となっている。

⁷⁷ <https://www.vzbv.de/jahresberichte-des-vzbv>

⁷⁸ <https://www.vzbv.de/verbraucherschutz>

⁷⁹ <https://mlr.baden-wuerttemberg.de/de/unser-service/presse-und-oeffentlichkeitsarbeit/pressemitteilungen/pressemitteilung/pid/am-15-maerz-ist-weltverbrauchertag-kuenstliche-intelligenz-ki-steht-2024-im-mittelpunkt>

4. 消費者保護に関する生成AIの最近の動き

(1). 民間企業における生成AI活用の取組

① 持続可能な消費者支援

ドイツの検索サービス「Ecosia」は、連邦環境・消費者保護省の支援するプロジェクトの一環として、生成 AI を活用したチャットボット機能「Green Consumption Assistant」を導入した⁸⁰。このチャットボットは大規模言語モデル（ChatGPT）を基盤とし、ユーザーからの質問に回答する際に環境や持続可能性に関する要素を考慮して応答を生成する。例えば、通販サイトで商品を検索する際に、環境負荷の低い代替商品の提案や企業の気候への取組に関する情報を対話形式で提供する。実証研究によれば、こうした生成 AI 機能によりユーザーの購買行動と環境配慮のギャップを埋める効果が期待され、ユーザー体験の向上につながったことが確認されている。

② 詐欺電話対策

大手通信事業者のテレフォニカ（O₂ドイツ）は、特殊詐欺電話から消費者を保護する取組として、英国法人で開発された生成 AI ボット「AI オマ・デイジー（KI-Oma Daisy）」の導入を検討している⁸¹。これは高齢女性を装った音声 AI アシスタントであり、詐欺の疑いがある電話に自動応答し、犯人を長時間引き留めることで被害を未然に防ぐ仕組みである。デイジーは複数の AI モデル（音声合成と言語モデル）を組み合わせ、非常に自然な対話を実現する。英国における実験では、この AI が約 1,000 件以上の詐欺電話に対応し、犯人を最長 40 分間も引き延ばすことに成功しました。ドイツ国内でも法的枠組みに沿って同様の AI ボットを展開できるか検証が進められており、実現すれば消費者を詐欺電話から守る有力な手段となると期待されている。

③ 顧客サービスへのチャットボット活用

ドイツ全国に展開する公的金融機関グループである貯蓄銀行（Sparkassen）は、顧客対応強化と消費者保護のために AI チャットボット「Linda（リンダ）」を導入している⁸²。リンダは生成 AI 技術により人間と自然に対話できる 24 時間対応の仮想アシスタントであり、残高照会や盗難カードのブロック手続など、様々な問合せに即時対応する。これにより夜間や週末でも消費者が迅速に重要な手続を行えるようになり、被害の拡大防止や利便性向上につながっている。貯蓄銀行サールランド協会の発表によれば、リンダのような AI チャットボットは既に数百の店舗で業務を支援し、今後さらに多くの拠点到拡大導入される計画である。このように金融分野では、生成 AI を組み込んだチャットボットが消費者からの問合せ対応を効率化し、金融犯罪の防止策（例：不正利用時の即時カード停止）として機能するケースが増えている。

⁸⁰ <https://www.z-u-g.org/meldungen/unser-projekt-ermoeglicht-nachhaltige-konsumententscheidungen-im-internet/>

⁸¹ <https://www.telefonica.de/news/corporate/2025/01/analyse-von-ueber-1000-betruegerischen-anrufen-ki-oma-daisy-klart-ueber-typische-tricks-der-scammer-auf.html>

⁸² <https://www.svsaar.de/presse/pressemitteilungen/artikel/impulse-fuer-die-zukunft-ki-und-bildung-im-fokus-der-sparkassen-finanzzgruppe-saar>

④ 個人情報保護と情報開示

企業と研究機関のコンソーシアムにより進められている「DaSKITA (Datensouveränität durch KI-basierte Transparenz und Auskunft)」プロジェクトは、生成 AI 技術を用いて消費者のデータ保護と権利行使を支援する取組である⁸³。連邦環境・消費者保護省のイノベーション支援策の下で開始された 3 か年計画の本プロジェクトでは、消費者が自分の個人データが企業によってどのように収集・利用されているかを容易に把握し、必要に応じて開示請求やオプトアウトを行えるよう、AI による自動化ソリューションを開発している。具体的には、複雑なプライバシーポリシーや利用規約を生成 AI で平易な要約に変換したり、各種オンラインサービスに対する情報開示請求をワンクリックで生成・送信するツールなどが検討されている。これらにより、消費者は専門知識がなくても自らのデータに関する権利を行使しやすくなり、デジタル社会における「情報の非対称性」を是正して自主的なプライバシー保護を実現することが期待されている。

(2). 政府機関における生成AI活用の取組

① 中央官庁でのAIアシスタント導入

連邦環境・自然保護・原子力安全・消費者保護省 (BMUV) は、行政業務に生成 AI を活用する実証として、内部向けチャットボット・プロトタイプ「Chat-BMUV」を開発した⁸⁴。これは ChatGPT に類似した大規模言語モデルを省内システム上で稼働させたもので、職員は機密データを安全に扱いながら政策文書の下調べや要点抽出などに利用できる。オープンソースの比較的小型な言語モデル (Mixtral 8x7B) を基に構築されており、データを外部に送信せずに省内知識にアクセスできる点が特徴である。このような生成 AI アシスタントにより、省庁では法令案の作成や消費者からの意見分析といった業務の効率化が図られている。結果として、職員がより迅速に消費者保護政策の立案や監督業務を行える体制づくりにつながり、将来的には他の官庁への展開や国民向けサービスへの応用も視野に入れた取組である。

⁸³ <https://github.com/DaSKITA>

⁸⁴ <https://initiated21.de/aktuelles/ai-ready-or-not-deutschlands-start-in-die-daten-und-ki-revolution>